世田谷区
地域保健医療福祉総合計画

令和６年度から13年度

（2024年度から2031年度）

概要版

令和６年、（2024年）３月

世田谷区

**地域福祉を推進する基本的な考え方**

地域福祉推進の基本方針

**誰一人取り残さない、世田谷をつくろう**

地域福祉推進の視点

区の地域福祉の施策展開においては５つの視点をもち、社会状況の変化や多様化・複雑化するニーズに的確に対応していきます。

まるいち、すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

・年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。

・高齢者や障害のあるかた等をサービスを受ける人という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。

・支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人またその世帯としてとらえます。

・自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

まるに、困る前に支援につなげる地域づくり

・区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進します。

まるさん、参加と協働により地域福祉を推進する

・区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。

・区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指します。

まるよん、先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

・進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用します。

・デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

まるご、分野横断的な連携を推進する

・教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。

社会状況の変化を踏まえ、令和６年度、（２０２４年度）を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画では、区が目指すべき方向性を持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくるとしました。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、誰一人取り残さない 世田谷をつくろうを基本方針に据えます。

これは、社会状況の変化等により、区民の抱える困りごとも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するという決意を示すものです。

圏域の考え方

５つの地域、（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っています。

さらに、２８の地区に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点としてまちづくりセンターを各地区に設置しています。各まちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会を一体整備し、福祉の相談窓口を設けています。

以下に地区、地域、全区の三層構造を表した地図があります。

**基本目標、今後の施策を展開する２つの柱**

**しかく1、世田谷版地域包括ケアシステムを強化する**

これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムの相談支援の仕組みと既存の５つの要素、（医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援）をさらに充実させます。

また、区民のライフステージに大きく関わる就労と教育、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である防犯・防災、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する社会参加という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化していきます。

以下に世田谷版地域包括ケアシステムの強化イメージ図があります。

**世田谷版地域包括ケアシステムを強化するための推進施策**

（１）、地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

（２）、地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

（３）、福祉サービス

（４）、予防、健康づくり

（５）、住まい

（６）、日常生活の支援

（７）、就労

（８）、学校や教育分野と福祉分野の連携

（９）、社会参加の促進

（１０）、防犯・防災

（１）、地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組みは6、7ページ、

（７）、就労、（８）、学校や教育分野と福祉分野の連携は8ページ、

（９）、社会参加の促進、（１０）、防犯・防災は9ページで別途取り上げています。

**しかく２、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備**

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

以下に世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備のイメージ図があります。

**世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備のための推進施策**

（１）、地域づくり

（２）、人権擁護の推進

（３）、福祉人材の確保及び育成・定着支援

（４）、地区をバックアップする体制

（５）、先進技術の積極的な活用

（６）、保健福祉サービスの質の向上

（７）、福祉文化の醸成

（１）、地域づくり、（２）、人権擁護の推進は10ページ、

（３）、福祉人材の確保及び育成・定着支援は11ページ、

（７）、福祉文化の醸成は11ページで別途取り上げています。

**しかく１、世田谷版地域包括ケアシステムを強化する**

**相談支援の仕組みの充実**

地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

めざす姿1、重層的支援体制整備事業、包括的相談支援事業

**どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながることができています。**

近年、区民の抱える困りごとは複雑化・複合化しています。早期に相談し、適切な支援機関に繋がることが望ましいですが、相談先が分からない、相談窓口に足を運ぶことができないなど、様々な理由から問題が深刻化するまで抱え込んでしまうかたもいます。どのような相談も、身近な地区で受け止める相談支援の仕組みを推進します。

めざす姿２、重層的支援体制整備事業、多機関協働事業

**複雑化・複合化した課題を抱えているかたや制度の狭間のニーズを抱えたかたにも、隙間のない支援が届いています。**

区は、福祉の相談窓口をはじめ、区民にとって最も身近な地区で断らない相談支援を実践してきましたが、近年は課題が複雑化・複合化していることや、制度の狭間のニーズを抱えた**かた**が増加してきており、地区や単独の支援機関での対応、福祉的な支援のみでは的確な支援に至らないことも少なくありません。

そこで区は、地区のバックアップを担当する保健福祉センターや、ぷらっとホーム世田谷が中心となってチームを組織し、そのような課題を抱えた**かた**に対して、支援者間の隙間ができないようコーディネートしながら、福祉分野の支援に限らず、的確な支援を実施していきます。

以下に多機関協働事業のイメージ図があります。

めざす姿3、重層的支援体制整備事業、アウトリーチを通じた継続的支援

**支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に寄り添い、孤独・孤立することなく支援が届いています。**

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた**かた**の中には、支援を受け入れにくい**かた**や、支援の必要性を感じていない**かた**もいます。課題が深刻化する前に早期に発見し、信頼関係を構築することで、早期支援につなげ、区民が地域で孤独を感じることや孤立することなく安心して住み続けることができるよう、必要な支援を届けます。

以下にアウトリーチを通じた継続的支援事業のイメージ図があります。

めざす姿4、重層的支援体制整備事業、参加支援

**社会参加の機会を掴めないかたや、参加を希望してもつながらないかたに伴走し、自らの役割を見出し地域との多様な接点を確保できるよう社会参加を支援します。**

課題の複雑化・複合化の背景には関係性の貧困があり、地域で孤立してしまっていることも少なくありません。自身の状況を問題と認識できない**かた**や、人との関わりや支援・サービスの利用に抵抗感を持たれている**かた**、既存の居場所に参加できない**かた**もいらっしゃいます。

課題を抱えた本人やその世帯が、地域や社会と関わり**かた**を選択し、自分たちのペースで緩やかに関係性を育み、役割を見出すことができるよう多様な接点を確保し、再び社会とつながることができるよう支援していくことが重要です。

**しかく１、世田谷版地域包括ケアシステムを強化する**

**４つの新要素を推進する施策**

就労

めざす姿、**働きたいすべての人が、その人らしく働くことができています。**

何らかの課題を抱えていて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めて支援していきます。

学校や教育分野と福祉分野の連携

めざす姿１、**教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。**

いじめや不登校は学校生活における最重要課題の一つであるとともに、どの子にも起こり得るもので、長期のひきこもりのきっかけになることもあることから、迅速な対応が重要です。

また、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、勉強する時間や遊ぶ時間がとれない、睡眠がとれないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。そのため、教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に結びつくよう取り組みます。

教育部門と福祉部門の情報共有を密にし、多職種が連携することで、子ども一人ひとりの特性に応じた支援を実施します。また、保護者が抱えている課題にも着目し、世帯全体を一体的に支援するとともに、いじめや不登校に至る前に適切な支援が実施できるよう取り組みます。

めざす姿２、**子どもや若者自らが、その時々のニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。**

近年は不登校になる子どもが急増し、教育相談室（教育総合センター・教育相談室分室）での来室相談や電話相談、不登校支援窓口での相談件数も増えているほか、各地区の福祉の相談窓口にも不登校に関する相談が寄せられるようになってきています。

子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくっていくとともに、一人ひとりの子どもたちが求める居場所を正確に捉え、自己肯定感を高めることができ、主体的に活動する場や機会が充実するなど、様々な居場所を提供する必要があります。

社会参加の促進

めざす姿、**地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、区民の社会参加が促進されます。また、自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。**

世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、また、ここ数年の新型コロナ禍による活動制限により、人との関わりや社会参加の機会が減少し、孤独・孤立などが社会問題となっています。本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すことができるよう、多様な社会参加につながるような場（居場所）を充実させることが必要です。

また、幼少期から地域の活動に参加し、地域の一員となって意見を述べることや、参画することで主体性を育み、社会参加が身近になることを目指します。地域と関わりながら育った子どもたちは、やがて大人になり、今度は親の立場として地域に支えられながら子育てをし、子育て後は地域活動の担い手になってもらうような循環型の社会参加を目指します。

防犯・防災

めざす姿、**区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。**

防犯・防災は誰にでも関わりのある取組みであり、身近な地区の活動に参加することで、顔見知りが増え、住民同士のつながりが広がっていきます。つながりが広がることで、住民同士の見守りや声掛けが行われ、日常生活における困りごとや災害時の避難等に不安を抱えているかたなどにも気づくことができるようになります。

そのような住民同士のつながりによって、犯罪や消費者被害を未然に防止し、災害時には助け合うことができるまちづくりを進めます。

**しかく2、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備**

地域づくり

めざす姿、重層的支援体制整備事業、地域づくり事業

**多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うことで地域における活動の活性化・発展が図られています。**

区では、これまで各分野において地域づくりを進めるとともに、すべての地区において地域包括ケアの地区展開を実施し、参加と協働の地域づくりを実践してきました。

一方で、課題の多様化や、複雑化・複合化などにより、既存の事業に留まらない地域づくりが求められています。

また、持続可能な社会を構築するためには、多様な出会いの機会・場を創出し、区民や事業者、行政が持つそれぞれのアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値創造を可能とする地域社会を実現していく必要があります。

人権擁護の推進

めざす姿１、**すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。**

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重される必要があります。また、地域住民が互いの多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要です。

めざす姿２、**誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではないという共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待やDVを防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。**

虐待やDV の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者の連携を強化していくことが必要です。

また、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生する危険性が高まるとされています。小さなサインを見逃さず、受け止め、寄り添い、早期に支援を行うことで、孤独を感じさせない地域づくりを実践する必要があります。

福祉人材の確保及び育成・定着支援

めざす姿、**区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。**

安心して暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが提供されている必要があります。

現在も福祉サービスを担う人材が不足している中、今後は生産年齢人口の減少が見込まれています。区内の施設や事業所において、福祉人材が確保され、研修等により育成し、定着していくことで安定した質の高い福祉サービスが提供されます。

福祉文化の醸成

めざす姿、**地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。**

健康で安定した生活を送っている時は、福祉というものはどこか他人事で関心を持ちづらいものですが、多様な人が地域でともに暮らしていくためには、困りごとを抱えていない人にも福祉に関心をもっていただくことが必要です。すでに行われているボランタリーな活動を支援していくとともに、関心の薄い**かたがた**への普及啓発を行い、福祉文化の醸成を目指します。

**計画の推進に向けて**

本計画は、Ｐ　Ｄ　Ｃ　Ａサイクルマネジメントに沿って推進施策の進捗を管理し、進捗状況を地域保健福祉審議会に定期的に報告し、評価・検証を行うことで推進していきます。進捗状況は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図ります。

また、実施計画の振り返りとあわせ、中間年での見直しを実施することで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画とします。なお、法や制度、社会経済状況等の大きな変化があった場合は、計画期間中においても、適宜、見直しを行います。

推進施策の進捗を管理・評価するための指標は、各推進施策のめざす姿の実現に向けた主な取組みを抽出したうえで、令和６年度、（２０２４年度）から令和９年度、（２０２７年度）までのアウトプット指標、（取組みの行動量）とアウトカム指標、（取組みの成果指標）を設定しています。令和１０年度、（２０２８年度）以降の行動量と成果指標は中間見直しじに実施計画の振り返りとあわせ、改めて設定します。

以下にＰ　Ｄ　Ｃ　Ａサイクルマネジメントの図表があります。

※本計画には、以下の計画を包含しています。

・社会福祉法第１０６条の５の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画

・成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第１項に規定する
市町村成年後見制度利用促進基本計画

・再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に規定する地方再犯防止推進計画

**世田谷区、地域保健医療福祉総合計画**

令和６年度から１３年度、（２０２４年度から２０３１年度）、**概要版**

令和６年３月発行

発行、世田谷区

所管、保健福祉政策部保健福祉政策課

住所、〒１５４－８５０４、世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

でんわ、０３、５、４、３、２、２、９、１、４

ふぁっくす、0３、５、４、３、２、３、０、１、７

URL、https://www.city.setagaya.lg.jp/